

肥料について

《肥料の定義》

肥料取締法では、肥料を次のように定義されています。

- ① 植物の栄養とするため、土地に施されるもの
- ② 植物の栄養とするため、植物の葉などに施されるもの
- ③ 植物の栽培に役立つよう、土壤に化学的変化をおこさせるため、土地に施されるもの

植物の栄養に供される要素として、現在指定を受けているのは、

- ① 窒素 (N)、② リン酸 (P₂O₅)、③ 加里 (K₂O)、④ 石灰 (CaO)
 - ⑤ 苦土 (MgO)、⑥ マンガン (MnO)、⑦ けい酸 (SiO₂)、⑧ ほう素 (B₂O₃)
- の8成分です。また、土壤に化学的変化をもたらすものには色々なものがありますが、具体例としては、土壤の酸度を矯正し、作物の栽培に適する土壤に改良するアルカリ分を含むもの等があげられます。

《登録・届出の義務》

肥料の品質を保全し、また、公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の生産、輸入及び販売の実体が的確に把握されていることが必要です。このため、各種の登録や届出が義務付けられています。

肥料は種類がきわめて多く、質的にも多様なので、取締の必要から特殊肥料と普通肥料に分類されています。特殊肥料については届出制、普通肥料については登録制（一部届出制）として、性質に応じた規制を行っています。

《立入検査》

これらの規制が正しく実施されているかを監督するため、国又は県の肥料検査職員が立入検査を行っています。肥料検査職員は、工場、倉庫、店舗等に立入り、帳簿書類を点検し、肥料を収去（分析検査に必要な肥料を無償で持ち去ること）し、質問を行いますので、協力をお願いします。

また、収去した肥料の検査結果の概要は、県公報等で公表します。

《特殊肥料》

（生産・輸入とも都道府県知事あてに届出）

米ぬかのように、農家の経験や五感によって判別できる肥料や、たい肥のように、肥料の価値や施肥基準が含有分量のみに依存しない肥料で、農林水産大臣が指定した肥料をいいます。現在46種類が指定を受けています（4ページ以降参照）。

特殊肥料のうち「動物の排泄物」、「たい肥」については品質表示が義務づけられます。

《普通肥料》

(生産は各項のとおり、輸入は全て農林水産大臣の登録)

特殊肥料以外の肥料をいい、窒素、りん酸、加里等の主成分量によって評価される性格の肥料です。保証票の添付が義務づけられており、有効成分や正味重量を保証する必要があります。

普通肥料はさらに、登録肥料(特定普通肥料を含む)、指定配合肥料、仮登録肥料に分類されます。

1 登録肥料

(農林水産大臣又は都道府県知事に登録)

農林水産大臣は、普通肥料の種類ごとに「含有すべき主成分の最少(%)」「含有を許される有害成分の最大量(%)」「その他の制限事項」についての規格(肥料の公定規格)を定めています。この公定規格に適合する肥料を登録肥料といいます。

2 仮登録肥料

(農林水産大臣の登録)

上記の公定規格に適合しない普通肥料をいいます。そのまま流通させることはできませんので、仮登録の申請を行う必要があります。

3 指定配合肥料

(農林水産大臣又は都道府県知事に届出)

登録肥料が原料として配合される普通肥料です。ただし、以下の普通肥料は該当しません。

- (1) 肥料の品質を低下させるような異物が混入されたもの
- (2) 液状の普通肥料や硝酸化成抑制剤を使用した普通肥料を原料とするもの
- (3) 石灰質肥料またはけい酸質肥料を異種の普通肥料と配合したもの
- (4) 配合にあたり、粒状化促進材、固結防止材等を使用したもの

(ただし、家庭園芸用肥料(包装の外部に「家庭園芸用」と表示したもので、正味重量が10kg以下のもの)ならば、これらの資材を使用しても指定配合肥料となります。)

提出書類について

申請書は正副2通の提出となっており、双方に、法人の場合は、法人格の代表者印（個人の場合には個人印）が必要です。申請書が複数になった場合には割印をしてください。

受理後、副本を返送しますので、紛失しないよう大切に保管してください。

肥料登録の有効期限は3年または6年ですが、その他の届出は、その業者が業務を続ける限りずっと有効です。届出事項に変更が生じた場合や、業務を廃止した場合には、速やかに届け出るようにしてください。

申請手続き一覧

都道府県の区域を越えて業務を行う場合は、それぞれの都道府県に申請書を提出してください。

		肥料の性質	生産	輸入	販売
特殊肥料		経験等によって識別が容易なもの、価値又は施用基準が含有 分量に依存しないもの	知事届出		
普通肥料	登録肥料	① 化学的な方法によって生産されるもの（石灰質肥料を除く） 窒素質肥料、りん酸質肥料等	農林水産大臣登録		知事届出
		② 化学的方法以外の方法によって生産されるもので、特殊成分（マンガン、けい酸、ほう素）を保証するもの マンガン質肥料、けい酸質肥料等			
	③ 汚泥肥料、その他植物にとって有害成分の含有量が高いもの 下水汚泥肥料、水産副産物発酵肥料等				
		④ 残留性から見て施用方法によっては、人畜に被害が生ずる恐れがある農産物が生産されるもの（特定普通肥料として 政令にて指定）			
		⑤ ①及び②の肥料の1種以上が原料として配合される、指定配合以外の肥料（農協等が生産する場合を除く） 配合肥料等			
		⑥ ①～④以外の普通肥料 石灰質肥料、有機質肥料等	知事登録	大臣登録	
	指定配合肥料	⑦ ①及び②の普通肥料を原料とするもの	大臣届出		
		⑧ ⑤以外の指定配合肥料	知事届出	大臣届出	
		⑨ 農協等が生産する指定配合肥料	知事届出	大臣届出	

農林水産大臣の指定する特殊肥料

以下の肥料が農林水産大臣指定の特殊肥料です。

(最終改正：農林水産省告示第 1550 号 平成 29 年 11 月 15 日施行)

(イ) 次に掲げる肥料で粉末にしないもの

- ・魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）
- ・干魚肥料
- ・干蚕蛹
- ・甲殻類質肥料
- ・蒸製骨（脱こう骨を含み、牛由来の原料を原料とする場合にあつては肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものに限り、かつ、牛の部位（牛由来の原料のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ。）を原料とするものについては牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条の検査を経ていない牛の部位（以下「脊柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ・蒸製てい角（牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）
- ・肉かす（牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ・羊毛くず
- ・牛毛くず（牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）
- ・粗砕石灰石

(ロ) 次に掲げる肥料

- ・米ぬか
- ・発酵米ぬか
- ・発酵かす（生産工程中に塩酸を使用しないしよう油かすを除く。以下同じ。）
- ・アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量 0.5 パーセント以上のものを除く。）
- ・くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）
- ・草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末
- ・木の実油かす及びその粉末（カポック油かす及びその粉末を除く。以下同じ。）

- ・ コーヒーかす
- ・ くず大豆及びその粉末（くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたもの及びその粉末をいう。）
- ・ たばこくず肥料及びその粉末（変性しないたばこくず肥料粉末を除く。）
- ・ 乾燥藻及びその粉末
- ・ 落棉分離かす肥料
- ・ よもぎかす
- ・ 草木灰（じんかい灰を除く。）
- ・ くん炭肥料
- ・ 骨炭粉末（牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限りがつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ・ 骨灰（牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限りがつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ・ セラックかす
- ・ にかわかす（オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限りがつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ・ 魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）
- ・ 家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）
- ・ 発酵乾ふん肥料（し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）
- ・ 人ふん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）
- ・ 動物の排せつ物（凝集促進材（別表に掲げるものに限る。）を加えたものを含む。以下同じ。） …………… **後添「堆肥及び動物の排せつ物に関するチェックシート」参照**
- ・ 動物の排せつ物の燃焼灰
- ・ 堆肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限りがつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- ・ グアノ（窒素質グアノを除く。）
- ・ 発泡消火剤製造かす（てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいい、牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）
- ・ 貝殻肥料（貝粉末及び貝灰を含む。）
- ・ 貝化石粉末（古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。）が地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。以下同じ。）
- ・ 製糖副産石灰

- ・石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであって、乾物1キログラムにつきアルカリ分含有量が250グラムを超えるものをいう。）
- ・含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を100分の10以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を100分の10以上含有するものをいう。以下同じ。）
- ・微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）
- ・カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）
- ・石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

附 一に掲げる肥料には、造粒、成形及び圧ぺんしたものを含む。

別表

- 一 ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
- 二 ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- 三 ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 四 ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 五 ポリアミジン系高分子凝集促進材
- 六 アルミニウム系無機凝集促進材
- 七 鉄系無機凝集促進材

※ 「動物の排せつ物」、「たい肥」については、「肥料取締法に基づく表示」が必要です。

特殊肥料の指定について（最終改正：農林水産省告示第 1550 号 平成 29 年 11 月 15 日施行）
 (ロ)・動物の排せつ物（凝集促進材（別表に掲げるものに限る。）を加えたものを含む。）
 に関連して、下記チェックシートにより確認してください。

堆肥及び動物の排せつ物に関するチェックシート

届出等の際に堆肥及び動物の排せつ物について、

① 使用できない原料が使用されていないか、
 ② 法令に沿って正しく表示しているかをチェックしてください。

※ 次ページ <解説> もご覧ください。

点検項目	確認欄
I 原材料	
1 汚泥を使用していないか。	
2 魚介類の臓器を使用していないか。	
3 尿素や硫酸等を肥料成分を引き上げる目的で使用していないか。	
4 凝集促進材を使用しているか。 使用している場合 メーカー名： _____ 製 品 名： _____ ① ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材 <input type="checkbox"/> ② ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材 <input type="checkbox"/> ③ ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材 <input type="checkbox"/> ④ ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材 <input type="checkbox"/> ⑤ ポリアミジン系高分子凝集促進材 <input type="checkbox"/> ⑥ アルミニウム系無機凝集促進剤 <input type="checkbox"/> ⑦ 鉄系無機凝集促進材 <input type="checkbox"/>	
5 動物由来の肉や皮等を使用する場合、必要な手続を取っているか。	
II 表示	
6 原料や生産工程を変更した場合、主要な成分の含有量等の表示を更新しているか。	
7 銅・亜鉛・石灰について、含有量が基準を上回る場合は、表示しているか。	
8 腐熟促進材を使用している場合は、材料の名称を表示しているか。	
9 動物由来原料を使用している場合は、必要な注意事項を表示しているか。	

堆肥及び動物の排せつ物に関するチェックシート

<解説>

I 原材料について	
1	汚泥（注1）を使用すると「堆肥」ではなく「汚泥肥料」となり、農林水産大臣の登録が必要となるほか、有機農産物にも利用できない資材となります。 （注1）汚泥とは、下水道の終末処理施設、し尿処理施設又は工場の排水処理施設等から生じた汚泥のことをいいます。
2	イカの内臓、ホタテのウロなどの魚介類の内臓を使用すると「水産副産物発酵肥料」として登録が必要となります。
3	尿素や硫酸等は、腐熟促進材として「堆肥」に使用することはできますが、肥料成分を引き上げる目的で使用することはできません。腐熟促進材としての役割を超えて使用した場合には、普通肥料として登録が必要となります。
4	動物の排せつ物に指定された凝集促進材（注2）を使用したものを原料とする肥料は「堆肥」等の特殊肥料として都道府県知事への届出のみで生産・販売できます。 （注2）ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材、ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材、ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材、ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材、ポリアミジン系高分子凝集促進材、アルミニウム系無機凝集促進材、鉄系無機凝集促進材
5	動物由来の肉や皮等を使用する場合、牛の脊柱が混入しない生産工程の確認（大臣確認）、反芻動物由来の原料が混入しない生産工程の確認（FAMIC 理事長確認）、管理措置等など手続が必要となります。
II 表示について	
6	「堆肥」及び「動物の排せつ物」については、主要な成分の含有量、原料などの品質に関する事項を表示する必要があります。このため、原料や生産工程を変更した場合には、表示を更新する必要があります。
7	主要な成分の含有量等のうち、銅・亜鉛・石灰については、含有量が基準を上回る場合は、表示する必要があります。
8	腐熟促進剤を使用している場合は、材料の名称を表示する必要があります。
9	動物由来原料（注3）を使用している場合、注意事項を表示する必要があります。 （注3）動物由来原料を使用している場合とは、生産に当たって動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質）が使われている場合を言います。